

「中部の港湾におけるフェーズ別 高潮対応計画(業種別)」

中部地方整備局 港湾空港部
令和4年3月

国、港湾・海岸管理者の対応例

- ※1:丸囲みの番号は「中部港湾におけるリスクの棚卸し(主体別)」に記載されたリスクの番号を示す。【様式】
 ※2:下線ありは段階的な防災行動計画に反映済
 ※3:港長または海上保安部が各港へ警戒体制を発出する際の対応
 ※4:各フェーズ、気象庁等の情報、港長または海上保安部が発出する各港への対応等から総合的に判断し、段階毎に事前対応を行う。気象庁より「特別警報の可能性の言及があった場合」は早めの対応を行う必要がある。
 ※5:水門、陸閘等の閉鎖については海岸管理者と企業の協定に基づく

【事前準備・対応】※1、2

- ・台風経路・規模等の気象・災害情報の収集(①②③)
- ・庁舎の浸水対策(⑩)
- ・災害時の通信設備の用意(衛星電話等)
- ・対策マニュアル・防災マップの整備
- ・避難訓練(①②③)
- ・避難場所の確保(①②③)
- ・避難誘導看板設置(①②③)
- ・職員安否確認システム整備(①②③)
- ・食料、水の備蓄(3～7日)

【段階的な防災行動計画】※1

フェーズ	気象庁の情報	各港の対応※3	人命の安全確保、情報伝達等		
			情報共有・提供	施設管理の指示	その他
台風最接近の1～5日前	台風進路予報・台風に関する気象情報(随時発表) 波浪注意報 強風注意報 高潮注意報 波浪警報又は波浪特別警報 暴風警報又は暴風特別警報 高潮警報又は高潮特別警報	第一警戒 強風域が港湾にかかる9～5時間前に発出 第二警戒 強風域が港湾にかかる6～2時間前に発出	・職員へ気象情報提供 ①②③ (台風対策会議等)	・港湾・海岸管理者へ、連絡体制と水門等対策通知 ・直轄事務所および港湾管理者が発注する工事受注者へ連絡体制及び点検・対策実施を指示 ・直轄事務所および港湾管理者の保有船舶の対策実施 ・施設点検	・非常配備職員の配備(夜間・休日) ・留まらざるを得ない人員以外の避難開始 ・水門・陸閘等閉鎖状況報告
台風最接近の1日前			・作業員等への避難指示①②③	・水門・陸閘等の操作依頼(委託箇所)②④ ・防潮扉の閉鎖の操作依頼(委託箇所)②④※5 ・防潮扉の閉鎖 ②④	
台風最接近の半日前			(このフェーズは上記の指示と重複)	(このフェーズは上記の指示と重複)	
台風最接近の6時間前			暴風が吹き始める前に防災行動を完了		
台風最接近の数時間前	各社の防災計画や避難計画に基づき、全ての防災行動を完了。※4				
高潮発生時	・必要に応じてTEC-FORCE出動を検討 (被災後) ・国(TEC-FORCE含む)、港湾・海岸管理者による被災状況調査			・被災状況報告	

港長等の第一警戒体制の発出は三河港で9時間前、名古屋港、衣浦港、四日市港で6時間前、清水港、田子の浦港、御前崎港で5時間前。第二警戒体制の発令は三河港で6時間前、名古屋港、衣浦港、四日市港で3時間前、清水港、田子の浦港、御前崎港で2時間前。

港湾運送業(コンテナ)の対応例

- ※1:丸囲みの番号は「中部港湾におけるリスクの棚卸し(主体別)」に記載されたリスクの番号を示す。【様式】
 表中の「●印」は各主体で定める数値を示す。
 ※2:下線ありは段階的な防災行動計画に反映済
 ※3:港長または海上保安部が各港へ警戒体制を発出する際の対応
 ※4:各フェーズ、気象庁等の情報、港長または海上保安部が発出する各港への対応等から総合的に判断し、段階毎に事前対応を行う。気象庁より「特別警報の可能性の言及があった場合」は早めの対応を行う必要がある。
 ※5:水門、陸閘等の閉鎖については海岸管理者と企業の協定に基づく

【事前準備・対応】※1、2

- ・台風経路・規模等の気象・災害情報の収集(①②③)
- ・社屋の浸水対策(⑩)
- ・物流設備の浸水対策(⑩⑮)
- ・災害時の通信設備の用意(衛星電話等)
- ・対策マニュアル・防災マップの整備
- ・避難訓練(①②③)
- ・避難場所の確保(①②③)
- ・避難のルール作り(フェーズⅣまでに避難)※1
- ・他社との避難ルール・場所、資機材の情報共有
- ・避難誘導看板設置(①②③)
- ・社員安否確認システム整備(①②③)
- ・食料、水の備蓄(3日)
- ・倉庫地盤高の表示
- ・システム関連・重要物の高所設置

【段階的な防災行動計画】※1

フェーズ	気象庁の情報	各港の対応※3	人命の安全確保、情報伝達等			物流機能の維持			生産機能の維持			
			情報共有・提供	施設管理の指示	その他	○移動・退避	○固定作業	○動かない資産	○移動・退避	○固定作業	○動かない資産	
台風最接近の1~5日前	I 台風進路予報	第一警戒	社員への気象情報提供 ①②③ 社員の状況把握 ①②③		荷主との調整 ⑩⑮⑲		コンテナの固縛作業 ⑦⑧⑨					
台風最接近の1日前	II 波浪注意報 ★ 強風注意報 ★	第二警戒		社屋の浸水対策実施(土のう設置等) ⑮	風の影響が開始したら作業中止⑩ 対策備品の準備(小型発電機(通信用)、照明他工事用品)	荷役中止(風速●m/s) フォークリフトの高所移動⑰ 移動可能なクレーン等の退避⑩	コンテナ転倒防止(縛結、段落とし、段均し移動、空コン平積み) ⑦⑧⑨	設備の浸水対策実施(土のう設置) ⑩⑮				
台風最接近の半日前	III ★ IV 波浪警報又は波浪特別警報 ★ 暴風警報又は暴風特別警報 ★ 高潮警報又は高潮特別警報 ★	強風域が港湾にかかると9~5時間前に発出 強風域が港湾にかかると6~2時間前に発出	社員・作業員等への避難指示 ①②③ 社員の安全確認 ①②③	水門・陸閘等の操作依頼 ※5(受託箇所) ②④ 防潮扉の閉鎖 ②④			ガントリークレーン等の逸走対策(アシガー) ⑭					
台風最接近の6時間前			社員の安全確保 ①②③									
台風最接近の数時間前												
高潮発生時												

暴風が吹き始める前に防災行動を完了

各社の防災計画や避難計画に基づき、全ての防災行動を完了。※4

港長の第一警戒体制の発出は三河港で9時間前、名古屋港、衣浦港、四日市港で6時間前、清水港、田子の浦港、御前崎港で5時間前。第二警戒体制の発令は三河港で6時間前、名古屋港、衣浦港、四日市港で3時間前、清水港、田子の浦港、御前崎港で2時間前。

港湾運送業(完成自動車)の対応例

※1:丸囲みの番号は「中部港湾におけるリスクの棚卸し(主体別)」に記載されたリスクの番号を示す。【様式】
 表中の「●印」は各主体で定める数値を示す。
 ※2:下線ありは段階的な防災行動計画に反映済
 ※3:港長または海上保安部が各港へ警戒体制を発出する際の対応
 ※4:各フェーズ、気象庁等の情報、港長または海上保安部が発出する各港への対応等から総合的に判断し、段階毎に事前対応を行う。気象庁より「特別警報の可能性の言及があった場合」は早めの対応を行う必要がある。
 ※5:水門、陸閘等の閉鎖については海岸管理者と企業の協定に基づく

【事前準備・対応】※1、2

- ・台風経路・規模等の気象・災害情報の収集(①②③)
- ・社屋の浸水対策(⑩)
- ・物流設備の浸水対策(⑩⑭)
- ・災害時の通信設備の用意(衛星電話等)
- ・対策マニュアル・防災マップの整備
- ・避難訓練(①②③)
- ・避難場所の確保(①②③)
- ・避難のルール作り(フェーズⅣまでに避難)※1
- ・他社との避難ルール・場所、資機材の情報共有
- ・避難誘導看板設置(①②③)
- ・社員安否確認システム整備
- ・食料、水の備蓄(3日)
- ・壁面、屋外照明、構内標識補強
- ・日常点検、シャッター開閉基準改訂
- ・風向・風速計による観測

【段階的な防災行動計画】※1

フェーズ	気象庁の情報	各港の対応※3	人命の安全確保、情報伝達等			物流機能の維持			生産機能の維持		
			情報共有・提供	施設管理の指示	その他	○移動・退避	○固定作業	○動かない資産	○移動・退避	○固定作業	○動かない資産
台風最接近の1~5日前	Ⅰ 台風進路予報	第一警戒	社員への気象情報提供 ①②③ 社員の状況把握 ①②③		荷主との調整 ⑩⑮⑯	モータープール完成自動車の高所移動⑤(検討開始) 車両保護、飛来物の点検・撤去(風速●m/s未満)⑦ バスより●m車両避難(風速●m/s未満)⑦⑬					
台風最接近の1日前	Ⅱ 波浪注意報 ★ 強風注意報 ★	第二警戒		社屋の浸水対策実施(土のう設置等)⑯	風の影響が出始めたら作業中止⑯	移動式荷役機械の退避⑩⑭ バスより●m車両避難(風速●m/s未満)⑦⑬⑰ 海側最前列車両の反転、車両保護材貼り付け、積載車防砂ネット					
台風最接近の半日前	Ⅲ ★ 高潮注意報 ★	強風域が港湾にかかると9~5時間前に発出	社員・作業員等への避難指示 ①②③ 社員の安全確認 ①②③	水門・陸閘等の操作依頼 ※5(受託箇所)②④ 防潮扉・止水板の閉鎖②④							
台風最接近の6時間前	Ⅳ 波浪警報又は波浪特別警報 ★ 暴風警報又は暴風特別警報 ★ 高潮警報又は高潮特別警報 ★	強風域が港湾にかかると6~2時間前に発出	社員の安全確保 ①②③								
台風最接近の数時間前											
高潮発生時											

暴風が吹き始める前に防災行動を完了

各社の防災計画や避難計画に基づき、全ての防災行動を完了。※4

港長の第一警戒体制の発出は三河港で9時間前、名古屋港、衣浦港、四日市港で6時間前、清水港、田子の浦港、御前崎港で5時間前。第二警戒体制の発令は三河港で6時間前、名古屋港、衣浦港、四日市港で3時間前、清水港、田子の浦港、御前崎港で2時間前。

港湾運送業(一般バルク)の対応例

- ※1:丸囲みの番号は「中部港湾におけるリスクの棚卸し(主体別)」に記載されたリスクの番号を示す。【様式】
 表中の「●印」は各主体で定める数値を示す。
 ※2:下線ありは段階的な防災行動計画に反映済
 ※3:港長または海上保安部が各港へ警戒体制を発出する際の対応
 ※4:各フェーズ、気象庁等の情報、港長または海上保安部が発出する各港への対応等から総合的に判断し、段階毎に事前対応を行う。気象庁より「特別警報の可能性の言及があった場合」は早めの対応を行う必要がある。
 ※5:水門、陸間等の閉鎖については海岸管理者と企業の協定に基づく

【事前準備・対応】※1、2

- ・台風経路・規模等の気象・災害情報の収集(①②③)
- ・社屋の浸水対策(⑩)
- ・物流設備の浸水対策(⑩⑭⑮)
- ・災害時の通信設備の用意(衛星電話等)
- ・対策マニュアル・防災マップの整備
- ・避難訓練(①②③)
- ・避難場所の確保(①②③)
- ・避難のルール作り(フェーズⅣまでに避難)※1
- ・他社との避難ルール・場所、資機材の情報共有
- ・避難誘導看板設置(①②③)
- ・社員安否確認システム整備
- ・食料、水の備蓄(3日)
- ・倉庫地盤高の表示
- ・仮置き防止(トラック直積み)
- ・システム関連・重要物の高所設置

【段階的な防災行動計画】※1

フェーズ	気象庁の情報	各港の対応※3	人命の安全確保、情報伝達等			物流機能の維持			生産機能の維持				
			情報共有・提供	施設管理の指示	その他	○移動・退避	○固定作業	○動かない資産	○移動・退避	○固定作業	○動かない資産		
台風最接近の1~5日前	台風進路予報・台風に関する気象情報(随時発表) 波浪注意報 強風注意報 高潮注意報 波浪警報又は波浪特別警報 暴風警報又は暴風特別警報 高潮警報又は高潮特別警報	第一警戒 強風域が港湾にかかると9~5時間前に発出 第二警戒 強風域が港湾にかかると6~2時間前に発出	情報共有・提供 社員への気象情報提供 ①②③ 社員の状況把握 ①②③	施設管理の指示 社屋の浸水対策実施(土のう設置等) ⑩	その他 荷主との調整⑩⑭⑮	○移動・退避 移動式荷役機械の退避⑭ 荷役中止(風速●m/s) 高所や倉庫内への貨物移動 ⑤⑦⑧⑬	○固定作業 パレット等屋外資材の固定 ⑭⑰	○動かない資産 ベルコン等資機材の浸水対策(土のう設置等) ⑩⑮					
台風最接近の1日前				社員・作業員等への避難指示 ①②③ 社員の安全確認 ①②③	水門・陸間等の操作依頼 ※5(受託箇所) ②④ 防潮扉・止水板の閉鎖②④								
台風最接近の半日前					社員の安全確保 ①②③								
台風最接近の6時間前					暴風が吹き始める前に防災行動を完了								
台風最接近の数時間前			各社の防災計画や避難計画に基づき、全ての防災行動を完了。※4										
高潮発生時													

港長等の第一警戒体制の発出は三河港で9時間前、名古屋港、衣浦港、四日市港で6時間前、清水港、田子の浦港、御前崎港で5時間前。第二警戒体制の発令は三河港で6時間前、名古屋港、衣浦港、四日市港で3時間前、清水港、田子の浦港、御前崎港で2時間前。

電気・ガス業の対応例

【様式】

- ※1:丸囲みの番号は「中部港湾におけるリスクの棚卸し(主別)」に記載されたリスクの番号を示す。
- ※2:下線ありは段階的な防災行動計画に反映済
- ※3:港長または海上保安部が各港へ警戒体制を发出する際の対応
- ※4:各フェーズ、気象庁等の情報、港長または海上保安部が发出する各港への対応等から総合的に判断し、段階毎に事前対応を行う。気象庁より「特別警報の可能性の言及があった場合」は早めの対応を行う必要がある。
- ※5:水門、陸閘等の閉鎖については海岸管理者と企業の協定に基づく

【事前準備・対応】※1、2

- ・台風経路・規模等の気象・災害情報の収集(①②③)
- ・社屋の浸水対策(⑬)
- ・物流設備の浸水対策(⑩⑭⑮)
- ・災害時の通信設備の用意(衛星電話等)
- ・対策マニュアル・防災マップの整備
- ・社員安否確認システム整備
- ・避難訓練(①②③)
- ・避難場所の確保(①②③)
- ・避難のルール作り(フェーズIVまでに避難)※1
- ・他社との避難ルール・場所、資機材の情報共有
- ・避難誘導看板設置(①②③)
- ・食料、水の備蓄(3日)
- ・原材料・燃料等の冠水・飛散対策⑤⑦
- ・地盤・機器設置の嵩上げ
- ・主要タンクの外周壁整備
- ・燃料(石炭)の貯蔵(20日程度)
- ・燃料(LNG)の貯蔵(10日程度)
- ・入場者教育の実施

【段階的な防災行動計画】※1

フェーズ	気象庁の情報	各港の対応※3	人命の安全確保、情報伝達等			物流機能の維持			生産機能の維持		
			情報共有・提供	施設管理の指示	その他	○移動・退避	○固定作業	○動かない資産	○移動・退避	○固定作業	○動かない資産
台風最接近の1~5日前	I	第一警戒 強風域が港湾にかかる9~5時間前に発出 第二警戒 強風域が港湾にかかる6~2時間前に発出	社員への気象情報提供 ①②③ 社員の状況把握 ①②③		納入先との調整⑩⑮⑯ 代替発電等の調整⑩⑮⑯						
台風最接近の1日前	II		社屋の浸水対策実施(土のう設置等) ⑬	対策備品の準備(防災シート、防災用具) ①							発電設備の浸水対策実施(土のう設置等) ⑩⑬
台風最接近の半日前	III		社員・作業員等への避難指示 ①②③ 社員の安全確認 ①②③	水門・陸閘等の操作依頼 ※5(受託箇所) ②④ 防潮扉の閉鎖 ②④	作業の中止(風速●m/s、波浪●m)						自家発電施設の準備⑮ (送炭用)アンローダーの停止⑭
台風最接近の6時間前	IV		社員の安全確保 ①②③ 対策本部設置(警報等)								
台風最接近の数時間前											
高潮発生時											

暴風が吹き始める前に防災行動を完了

各社の防災計画や避難計画に基づき、全ての防災行動を完了。※4

港長等の第一警戒体制の发出は三河港で9時間前、名古屋港、衣浦港、四日市港で6時間前、清水港、田子の浦港、御前崎港で5時間前。第二警戒体制の発令は三河港で6時間前、名古屋港、衣浦港、四日市港で3時間前、清水港、田子の浦港、御前崎港で2時間前。

石油製品製造業(石油精製)の対応例

【様式】

- ※1:丸囲みの番号は「中部港湾におけるリスクの棚卸し(主体別)」に記載されたリスクの番号を示す。
- ※2:下線ありは段階的な防災行動計画に反映済
- ※3:港長または海上保安部が各港へ警戒体制を発出する際の対応
- ※4:各フェーズ、気象庁等の情報、港長または海上保安部が発出する各港への対応等から総合的に判断し、段階毎に事前対応を行う。気象庁より「特別警報の可能性の言及があった場合」は早めの対応を行う必要がある。
- ※5:水門、陸閘等の閉鎖については海岸管理者と企業の協定に基づく

【事前準備・対応】※1、2

- ・台風経路・規模等の気象・災害情報の収集(①②③)
- ・社屋の浸水対策(⑬)
- ・物流設備の浸水対策(⑩⑭⑮)
- ・災害時の通信設備の用意(衛星電話等)
- ・対策マニュアル・防災マップの整備
- ・避難訓練(①②③)
- ・避難場所の確保(①②③)
- ・避難のルール作り(フェーズIVまでに避難)※1
- ・他社との避難ルール・場所、資機材の情報共有
- ・避難誘導看板設置(①②③)
- ・社員安否確認システム整備
- ・食料、水の備蓄(3日)
- ・暴風対策として一部鉄鋼を補強

【段階的な防災行動計画】※1

フェーズ	気象庁の情報	各港の対応※3	人命の安全確保、情報伝達等			物流機能の維持			生産機能の維持		
			情報共有・提供	施設管理の指示	その他	○移動・退避	○固定作業	○動かない資産	○移動・退避	○固定作業	○動かない資産
台風最接近の1~5日前	I		社員への気象情報提供 ①②③ 社員の状況把握 ①②③		納入先との調整⑩⑮ 代替生産等の調整⑩⑮						
台風最接近の1日前	II	第一警戒		社屋の浸水対策実施(土のう設置等) ⑬						強風・大雨対策強化⑧⑩	
台風最接近の半日前	III	第二警戒	対策本部設置(暴風圏内●時間前) 社員・作業員等への避難指示 ①②③ 社員の安全確認 ①②③			船舶離散⑪⑫					
台風最接近の6時間前	IV		社員の安全確保 ①②③								
台風最接近の数時間前											
高潮発生時											

暴風が吹き始める前に防災行動を完了

各社の防災計画や避難計画に基づき、全ての防災行動を完了。※4

港長等の第一警戒体制の発出は三河港で9時間前、名古屋港、衣浦港、四日市港で6時間前、清水港、田子の浦港、御前崎港で5時間前。第二警戒体制の発令は三河港で6時間前、名古屋港、衣浦港、四日市港で3時間前、清水港、田子の浦港、御前崎港で2時間前。

輸送機械器具製造業・鉄鋼業(航空・自動車・鉄鋼)の対応例

【様式】

- ※1:丸囲みの番号は「中部港湾におけるリスクの棚卸し(主体別)」に記載されたリスクの番号を示す。
表中の「●印」は各主体で定める数値を示す。
- ※2:下線ありは段階的な防災行動計画に反映済
- ※3:港長または海上保安部が各港へ警戒体制を発出する際の対応
- ※4:各フェーズ、気象庁等の情報、港長または海上保安部が発出する各港への対応等から総合的に判断し、段階毎に事前対応を行う。気象庁より「特別警報の可能性の言及があった場合」は早めの対応を行う必要がある。
- ※5:水門、陸閘等の閉鎖については海岸管理者と企業の協定に基づく

【事前準備・対応】※1, 2

- ・台風経路・規模等の気象・災害情報の収集(①②③)
- ・社屋の浸水対策(⑬)
- ・物流設備の浸水対策(⑩⑭⑮)
- ・災害時の通信設備の用意(衛星電話等)
- ・対策マニュアル・防災マップの整備
- ・避難訓練(①②③)
- ・避難場所の確保(①②③)
- ・避難のルール作り(フェーズⅣまでに避難)※1
- ・他社との避難ルール・場所、資機材の情報共有
- ・避難誘導看板設置(①②③)
- ・社員安否確認システム整備
- ・食料、水の備蓄(3日)
- ・徒歩帰宅支援ルートマップの整備
- ・ヤード清掃(飛散物防止)

【段階的な防災行動計画】※1

フェーズ	気象庁の情報	各港の対応※3	人命の安全確保、情報伝達等			物流機能の維持			生産機能の維持		
			情報共有・提供	施設管理の指示	その他	○移動・退避	○固定作業	○動かない資産	○移動・退避	○固定作業	○動かない資産
台風最接近の1~5日前	Ⅰ 台風進路予報・波浪注意報	第一警戒 強風域が港湾にかかる9~5時間前に発出 第二警戒 強風域が港湾にかかる6~2時間前に発出	社員への気象情報提供 ①②③ 社員の状況把握 ①②③	社屋の浸水対策実施(土のう設置等) ⑬	納入先との調整⑩⑮⑯ 代替生産等の調整⑩⑮⑯	車両保護、飛来物の点検⑦・撤去(風速●m/s未満) パースより●m車両避難⑤⑦(風速●m/s未満) パースより●m車両避難⑬(風速●m/s未満) 海側最前列車両の反転、車両保護材貼り付け、積載車防砂ネット 搬入規制(風速●m/s以上)⑧			原材料・中間製品等の高所移動⑤⑧⑬	屋外原材料・在庫等の固定⑤⑦⑧	生産設備の浸水対策実施(土のう設置等)⑩ 自家発電施設の準備⑮ 生産設備の停止(高炉)⑩ アンローダーの停止⑭(風速●m/s)
台風最接近の1日前	Ⅱ 強風注意報		社員・作業員等への避難指示①②③ 社員の安全確認①②③	水門・陸閘等の操作依頼 ※5(受託箇所)②④ 防潮扉の閉鎖②④							
台風最接近の半日前	Ⅲ 高潮注意報										
台風最接近の6時間前	Ⅳ 暴風警報又は暴風特別警報			社員の安全確保①②③ 対策本部設置(警報等)							
台風最接近の数時間前	波浪警報又は波浪特別警報										浸水時の排水処理(排水ポンプ)⑬
高潮発生時	暴風警報又は高潮特別警報										

枠内の対策はフェーズⅠ、Ⅱ以前から対応。

暴風が吹き始める前に防災行動を完了

各社の防災計画や避難計画に基づき、全ての防災行動を完了。※4

港長等の第一警戒体制の発出は三河港で9時間前、名古屋港、衣浦港、四日市港で6時間前、清水港、田子の浦港、御前崎港で5時間前。第二警戒体制の発令は三河港で6時間前、名古屋港、衣浦港、四日市港で3時間前、清水港、田子の浦港、御前崎港で2時間前。

化学工業(化学工業)の対応例

※1:丸囲みの番号は「中部港湾におけるリスクの棚卸し(主体別)」に記載されたリスクの番号を示す。【様式】
 ※2:下線ありは段階的な防災行動計画に反映済
 ※3:港長または海上保安部が各港へ警戒体制を发出する際の対応
 ※4:各フェーズ、気象庁等の情報、港長または海上保安部が发出する各港への対応等から総合的に判断し、段階毎に事前対応を行う。気象庁より「特別警報の可能性の言及があった場合」は早めの対応を行う必要がある。
 ※5:水門、陸閘等の閉鎖については海岸管理者と企業の協定に基づく

【事前準備・対応】 ※1、2

- ・台風経路・規模等の気象・災害情報の収集(①②③)
 - ・社屋の浸水対策(⑬)
 - ・物流設備の浸水対策(⑩⑮)
 - ・災害時の通信設備の用意(衛星電話等)
 - ・対策マニュアル・防災マップの整備
- ・避難訓練(①②③)
 - ・避難場所の確保(①②③)
 - ・避難のルール作り(フェーズⅣまでに避難)※1
 - ・他社との避難ルール・場所、資機材の情報共有
 - ・避難誘導看板設置(①②③)
- ・社員安否確認システム整備
 - ・食料、水の備蓄(3日)
 - ・事務所内浸水マップの整備
 - ・防潮堤の整備
 - ・安全装置の改善

【段階的な防災行動計画】※1

フェーズ	気象庁の情報	各港の対応※3	人命の安全確保、情報伝達等			物流機能の維持			生産機能の維持			
			情報共有・提供	施設管理の指示	その他	○移動・退避	○固定作業	○動かない資産	○移動・退避	○固定作業	○動かない資産	
台風最接近の1~5日前	台風進路予報・台風に関する気象情報(随時発表) 波浪注意報 強風注意報 高潮注意報 波浪警報又は波浪特別警報 暴風警報又は暴風特別警報 高潮警報又は高潮特別警報	第一警戒 強風域が港湾にかかる9~5時間前に発出 第二警戒 強風域が港湾にかかる6~2時間前に発出	社員への気象情報提供 ①②③ 社員状況把握 ①②③	社屋の浸水対策実施(土のう設置等) ⑬	納入先との調整 ⑩⑮⑲ 代替生産等の調整 ⑩⑮⑲				原材料・中間製品等の高所移動・土嚢設置 ⑤⑦⑧⑬	危険物の浸水・流出対策 ⑤⑧⑩⑬		
台風最接近の1日前			社員・作業員等への避難指示 ①②③ 社員の安全確認 ①②③	水門・陸閘等の操作依頼 ※5 (受託箇所) ②④	構内車両の退避 ⑪		ローディングアームの固定 ⑭					
台風最接近の半日前												生産設備の浸水対策実施(土のう設置等) ⑯ 自家発電施設の準備 ⑮
台風最接近の6時間前					社員の安全確保 ①②③							
台風最接近の数時間前												
高潮発生時												

暴風が吹き始める前に防災行動を完了

各社の防災計画や避難計画に基づき、全ての防災行動を完了。※4

港長等の第一警戒体制の发出は三河港で9時間前、名古屋港、衣浦港、四日市港で6時間前、清水港、田子の浦港、御前崎港で5時間前。第二警戒体制の発令は三河港で6時間前、名古屋港、衣浦港、四日市港で3時間前、清水港、田子の浦港、御前崎港で2時間前。